確定申告は自分で書いて郵送などでお早めに！

平成16年分の所得税の確定申告期限は、3月15日㈫です。
また、個人事業者の消費税の確定申告期限は、3月31日㈭となっております。早めに申告を済ませましょう。

確定申告は「自書申告」で

確定申告書については、自分で書いて提出していただく「自書申告」にご協力をお願いします。

自分で書いていただくために

◆手引きなどを参考に
「確定申告の手引き」に従って記入していただくと、所得や税額の計算が簡単にでき、申告書が作成できます。

◆インターネットで！
国税庁ホームページ、確定申告書等作成コーナーで、所得税の確定申告書や消費税の確定申告書がカラープリンターを使って作成できます。
また、「確定申告特集ページ」で、所得税・消費税・贈与税についての申告に関する情報を提供しています。

◆国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp

タックスアンサーのご利用も！

電話案内に従ってコード番号を入力するだけで、コンピュータが音声、ファックス、インターネットで相談にお答えします。
☎223―2299

納税は期限内に振替納税のご利用を

平成16年分の確定申告による所得税の納期限は平成17年3月15日㈫です。
また、個人事業者の消費税の納期限は3月31日㈭です。納期限までに納付を済ませてください。納税には預貯金口座からの振替納税が大変便利です。手続きされる方は、金融機関の窓口、又は税務署にお申し出ください。なお、本年の振替日は、次のとおりです。

・**所得税　4月19日㈫**
・**消費税　4月26日㈫**

確定申告の相談日程

◆申告相談会場
新潟商工会議所中央会館

◆開設期間等
3月15日㈫までの平日

◆相談受付時間
午前9時～11時
午後1時～4時
昨年の会場であった日本生命柾谷小路ビルでは、開設しておりませんので、ご注意ください。
駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
申告期限間近になりますと、相談会場は大変混雑しますので、相談される方は、お早めに相談会場にお越しください。

◆問い合わせ
〒951－8685
新潟市営所通2番町692番地5
新潟税務署
☎229－2151

住宅借入金等特別控除ならびに分離課税所得（土地・建物および株式等の譲渡所得）・贈与税の申告相談等については、申告相談会場（新潟商工会議所中央会館）となります。ご理解とご協力をお願いします。

合併に伴う税務署の管轄区域の変更はありません

横越町は、3月21日に新潟市と合併しますが、合併に伴う税務署の管轄区域の変更はありません。
なお、住居表示変更に伴う届出等の手続きは必要ありません。

今年から、申告相談会場が役場2階中会議室に変わりました。相談方法も個別相談から集合面接方式に変更となりました。自書申告にご協力をお願いします。

役場で行う申告相談

問い合わせ…役場町民税課　☎385－2111

区　分	相談日・対象地区	時間・会場
農業所得者の申告相談	3月1日㈫　東町・川根町・茜ケ丘・十二前 2日㈬　沢海・阿賀野 3日㈭　木津・二本木 4日㈮　小杉・平山・藤山・駒込・うぐいす	○時間　午前9時～11時 午後1時～4時 ○会場　横越町役場 2階　中会議室 ※正午から午後1時までは昼休み時間です。ご協力をお願いします。
住民税の申告相談	3月7日㈪　上町・中央・いぶき野・大字横越 8日㈫　東町・川根町・茜ケ丘・十二前 9日㈬　沢海・阿賀野 10日㈭　木津・二本木 11日㈮　小杉・平山・藤山・駒込・うぐいす	

固定資産課税台帳（名寄帳）土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります

縦覧期間	4月1日㈮～5月31日㈫（土・日曜、祝日を除く）	
縦覧時間	午前8時30分～午後5時15分	
縦覧場所	固定資産課税台帳（名寄帳）	本庁及び各支所で、ご自身の市内全域の固定資産課税台帳を縦覧できます。
	土地・家屋価格等縦覧帳簿	上記縦覧場所で、所管区域分のみの縦覧となります。 ＊旧横越町分は横越支所でのみ縦覧できます。

縦覧期間中の固定資産課税台帳（名寄帳）は横越支所市民税課で無料交付します。
土地・家屋価格等縦覧帳簿のコピー交付は行いません。

平成17年度の固定資産（家屋・土地・償却資産）の価格を確認していただくため、納税者の皆さんに、ご自身の固定資産課税台帳をご覧いただいています。
昨年中に土地の売買、相続による異動、または家屋の新増築、滅失などのあった方は、この機会に台帳の登録事項（平成17年1月1日現在）を確認してください。
また、納税者の方が、他の土地や家屋と比較して評価額が適正であるかどうかを判断できるように、土地と家屋の価格、所在、面積などを記載した帳簿も縦覧できます。

固定資産税納税通知書の発送

平成17年度の納税通知書は、旧横越町分として合併市町村単位で新潟市から**5月中旬**に発送します。第1期納期限は5月31日です。

◆問い合わせ
町民税課　固定資産税係
☎385―2111

異動の際は忘れずに届出を
～国民健康保険～

◆問い合わせ　町民生活課
国民健康保険係　☎385－2111

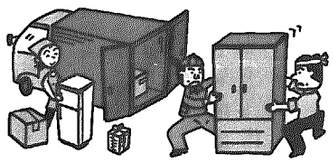

卒業、入学、就職、転勤と異動の多い季節となりました。
そこで忘れてはならないのが保険証の確認です。
左表のような異動が生じたときは、14日以内に町民生活課で手続きを行って下さい。

届出は14日以内にお願いします

◆届出が必要な事項◆

	こんなときには届出を	持参するもの
国保に入るとき	他市町村から転入してきたとき	転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	他市町村へ転出したとき	保険証
	他の健康保険に加入したとき	国保と健康保険の保険証
	生活保護を受けるとき	保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証
その他のとき	退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
	保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	使えなくなった保険証、身分を証明するもの
	修学のため、子どもが他市区町村に住むとき	保険証、在学証明書
	修学を終えた時	保険証、㊙保険証
	出かせぎなどで別個の保険証が必要なとき	保険証

交通事故にあったら届出をして下さい

交通事故など第三者から傷害を受けて医療機関にかかった場合、原則として保険は適用されませんが、国民健康保険の保険証を使って診察を受けることはできます。保険証を使って診察を受けるときは、町民生活課に届出をして下さい。

▼注意
①加害者から治療費を受け取っていれば、国民健康保険は使えません。
②「第三者行為による傷病届」を提出して下さい。用紙は役場にあります。
③印鑑・交通事故証明書が必要です。
※保険証の再交付の際には、運転免許証、パスポート、介護保険証など、公的身分証明書が必要となります。